令和7年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き

伊勢崎市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

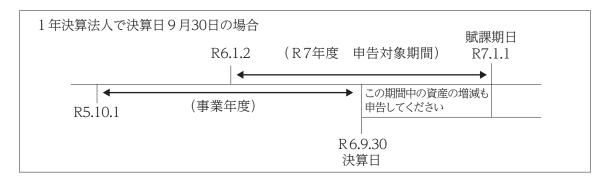
さて、固定資産税は土地や家屋のほか事業用に所有している償却資産についても課税されます。 地方税法第383条の規定により、伊勢崎市内に償却資産を所有されている方(事業用として他 人に貸し付けているものを含む。)は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことにな っております。

この手引きにより申告書を作成のうえ、必ず期限内に提出してくださるようお願い申し上げます。同封物は、申告書、申告書(控)、種類別明細書、種類別明細書(控)、新規取得記入用の種類別明細書となります。申告の方法と提出前の確認は2ページを、記載方法の詳細については4、5ページの作成方法を参照してください。

申告により決定した価格(評価額)を登録した課税台帳は、毎年4月~5月に行われる閲覧期間中に、資産税課窓口で閲覧することができます。閲覧した台帳は無料でお持ち帰りいただけます。詳しくは、令和7年3月以降の「広報いせさき」または「伊勢崎市ホームページhttps://www.city.isesaki.lg.jp」でご確認ください。

■固定資産税の賦課期日と事業年度の関係

固定資産税(償却資産)の賦課期日は1月1日です。企業の事業年度の期日が賦課期日と異なる場合で、事業年度以降賦課期日までに資産の増加・減少があるときは、それらの資産についても申告してください。



■申告書の提出期限

令和7年1月20日(月)まで

・法定の提出期限は1月31日(土曜日又は休日に当たる時は休日等の翌日)ですが、事務処理の都合上、1月20日までの提出にご協力をお願いいたします。

■提出先及び問い合わせ先

伊勢崎市役所資産税課家屋係本館2階 24番窓口 TEL 0270-27-2721(直通)

申告書を郵送で提出する場合は「宛名ラベル」として切り取って封筒に貼付し、ご利用ください。

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市役所 資産税課 償却資産担当 行 (本館2階 24番窓口)

償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地、家屋以外で事業の用に供することができる有形減価償却資産です。会社や個人で工場や商店を経営している方などが、その事業のために用いている有形の資産(6ページ参照)を償却資産といい、固定資産税として課税されます。

【申告の方法】			提出書類	
	資産に増減の ある場合	5ページ種類別明細書の作成方法をもとに令和6年 1月2日から令和7年1月1日までの増加資産と減 少資産を申告してください。	申告書と 種類別明細書	
昨年度に引き続いて 申告される方	資産に増減の ない場合	申告書の18備考欄 「資産の増減なし 」に○をつけ提出してください。	申告書のみ	
	閉鎖・廃業・ 解散・転出等 された場合	申告書の18備考欄に閉鎖・廃業・解散・転出等に〇 をつけ、その年月日を記入し提出してください。	申告書のみ	
切りて中生されて土	資産のある場合	令和7年1月1日現在に所有されている資産の全部 を種類別明細書に記入し申告してください。	申告書と 種類別明細書	
初めて申告される方	資産のない場合	申告書の18備考欄 「該当資産なし」 に○をつけ提出 してください。	申告書のみ	
自社電算機によ 申 告 さ ;	る全資産を h る 方	令和7年1月1日現在に所有されている資産の全部 を申告してください。	申告書と 種類別明細書	
eLTAXによる	申告手続き	伊勢崎市では、eLTAX(エルタックス 地方税ポータルシステーをご利用いただけます。詳しいご利用方法等につきましてしeLTAXホームページをご覧ください。 eLTAXホームページアドレス https://www.eltax.lta.go.jp/		

■申告に関してのお願いと注意事項

- 1 前年度申告と変更がない場合でも、必要事項を記入し提出してください。
- 2 申告書には個人番号または法人番号を記載してください。
- 3 窓口提出で受付の控えが必要な場合には、申告書(控)またはコピーを必ず持参してください。
- 4 申告書を郵送提出される方で、申告書(控)等の返送をご希望の場合には、必ず申告書 (控)またはコピーと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 5 個人番号(法人番号を除く)の記載された申告書(控)等の返送をご希望の方は、簡易書留での返送となります。簡易書留分の切手を貼り、封筒表面に『簡易書留』と赤字で記載してください。なお、簡易書留と記載のないものや、料金不足のものは、着払いでの返送となります。

提出前に下記事項の確認をお願いします。

チェック 確認事項 □ 申告書に(日中繋がる)連絡先の記載があるか □ 申告書に資産の所在地が記載されているか □ 申告書の取得価格(イロハニの各欄)に金額が入っているか П 申告書の『18 備考』の該当する項目に○があるか □ 種類別明細書の『資産の種類』の記載があるか □ 種類別明細書の『資産の名称等』の記載があるか П 種類別明細書の『数量』の記載があるか 種類別明細書の『取得年月』の記載があるか П 種類別明細書の『取得価格』の記載があるか □ 種類別明細書の『耐用年数』の記載があるか □ 添付書類に不備がないか □ 法人番号または個人番号の記載があるか □ 返信用の封筒は同封したか(控えの返信を希望する方のみ)

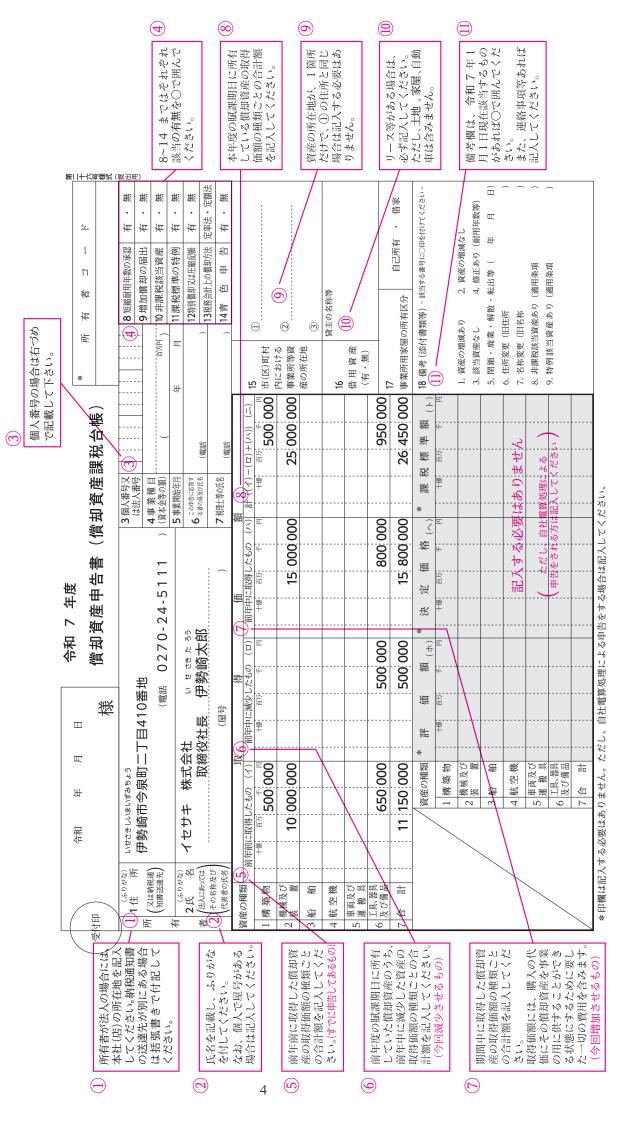
1 固定資産税(償却資産)の課税対象となり申告しなければならない資産

- (1) 税務会計上減価償却の対象となる資産。
- (2) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産。ただし、10万円未満であっても税務会計上固定資産として計上しているものは対象となります。
- (3) 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用を受け、損金経理された資産は対象となります。
- (4) 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行うことができる資産。
- (5) 法定の減価償却が終わり、帳簿上は**残存価額**のみが計上されている資産でも事業の用に供しているもの。
- (6) 遊休、未稼動の資産でも、1月1日現在事業の用に供することができる資産。
- (7) 資産の所有者が、他の者に貸し付けてその貸し付け先で事業の用に供されている資産。 ただし、その所有者が資産の貸し付けを業としている場合は、貸し付けられた資産が貸し付け先で 事業の用に供しているか否かにかかわらず申告が必要です。
- (8) リース期間満了後無償譲渡される資産は原則として借主が申告してください。
- (9) **割賦購入資産**で割賦代金が完済されていないため売主に所有権が留保されている資産は原則として買主が申告してください。
- (10) 家屋の所有者がその家屋に施した**建物附属設備**には家屋で評価するものと償却資産で申告するものがあります。償却資産に該当するものは申告してください。(9ページ参照)
- (11) 賃借人が施した事業用造作設備及び建物附属設備は、賃借人が償却資産として申告してください。
- (12) 家屋の所有者がその家屋に施した建物附属設備のうち次に掲げるもの。
 - 特定の生産又は業務の用に供しているもの・・・工場などの動力源である電気設備、冷凍倉庫 における冷凍設備等
 - 独立した機械及び装置としての性格の強いもの・・・太陽光発電・変電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、電話交換機、ネオンサイン、スポットライト等
 - 建物と構造物が一体となっていないもの・・・屋外給水塔、独立煙突等
 - 顧客サービス設備としての性格の強いもの・・・ホテル・病院等における厨房設備、洗濯設備等

2 固定資産税(償却資産)の課税対象とならず申告する必要のない資産

- (1) 商品、貯蔵品等の棚卸資産。
- (2) 家屋、建物附属設備のうち家屋として評価されているもの。
- (3) **自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。** 自動車(大型特殊自動車を除く)、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型 自動車は二重課税を避けるため固定資産税の課税対象から除かれます。
- (4) 無形固定資産 (特許権、電話加入権、ソフトウェア等)
- (5) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で**一時に損金算入しているもの、**若しくは**取 得価額20万円未満の資産で3年間で一括償却しているもの**。
 - ただし、貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除く。
- (6) 現実には使用されなくなり、解体も撤去もされない状態にあるもので将来においても使用されない用途廃止資産。

3 申告書の作成方法



4 種類別明細書の作成方法

※修正・減少した資産は既に印字のある用紙へ記入してください

										9		<u>(-)</u>		∞		6)		9				
										資産を取得した年月を記す、一、ジング	人してください。 1月1日取得の場合は摘 要欄に「1月1日取得」 と記入してください。	ــــا ا	てください。		等に関する省令に掲げる 法定耐用年数を記入して ください。	特例適用の答案は、タの	条項。増加償却適用は、	増加價却有、季記へしてくだめい。	該当する増加事由の番号	を○で囲んでください。 1 — 新早 野 毎	1 を四次は 2 - 中古品取得 0 教教: いっぷっと	3-参製による反入れ4 4-その色	
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		権 数		24	24	24	42	24	24	24		無	************************************			2 洪 名	<u></u>	4200	24	24	24	240	<u>74</u>
夲		開税標準額 加田	+億 百万 千 円 1·2	1.2	1.2	1.2	11.2	1.2	1.2	1.2			袙		開税標準額 加田	+億 百万 千 円 2 3.4	ません	1.2	1.2	1.2	1.2	3.4	3.4
所有者	セサキ(紙)	(**)* 課税標準 * 額 の 特 例 調 を コード	田田								てくだみい		所 有 者	セサキ(株)	(ハ)* 課税標準 * (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	田田	記入する必要はあり						
1111	/		十億百万								記入し	\	Ē	8) (返 (D (*) (E) (E) (E) (E) (E) (E)	十億百万							
全資産用)		(A) 面	500:000 15 _{0.}	0.	10,000,000 10	Ö	350:000 8 0.	150,000,300,000 4 _{0.}	Ö	Ö	い用紙へ	É ‡	• 至質库用/	3) (2)	(子) (現 (田)	0	800:000 15	Ö	0.	0.	0.	0	0
増加資産・全資産用		取得年月 年 年 号	H 31 1 +億 百万		R 1 8 10		H 26 4	H 24 7 150000)印字のな	‡	增加绚莲	9	取得年月 年 年 年 月 日 日	01 9 ⊕	R 6 1						
種類別明細書(-	1 1	-	- -	+	— 2 3 6 F	計 2		导記入用の		種類別明細書(<u></u>			80						
П		名 称		種別合計		種別合計			種別合計		新規取得	Ŧ.	П		名称等								
年度・ストード・ストード・ストード・ストード・ストード・ストード・ストード・ストード	1567	資 産 の	ブロック塀		研削盤		を接むット	パンコン			※増加した資産は新規取得記入用の印字のない用紙へ記入してください	年度	* !	1567	(4) 資産の	太陽光発電設備	事務机・椅子						
令和 7 所 有 者	01234	* * 	1		7		9	9			※ 増加	令和 7	所有者	01234	(編集) (編集) (編集) (編集) (編集) (編集) (編集) (編集)	2	9						
*		行番号	. 10	ا ا ا ا ا ا ا ا	03/2	40	902	90	120	80			*	数	行番号	01	02	03	·記	05	90	5	80
				① 減少した資産は朱書き	線を引いてください。								(_	子を記入してください。 1 - 構築物 2 - 機械及び装置 6 電船	3 - 船舶4 - 航空機	5 - 年回及び連澱具 6 - 工具、器具及び備品			入してください。		5	C C / C D C
				\bigcirc				0)	5			(<u></u>					4			(D)	

5 償却資産の種類

	資産の種類	例
1	構築物・ 建物附属設備	路面舗装、広告看板、庭園、門、塀、緑化施設、照明設備、外構工事、受変電設備
2	機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造・加工修理等に使用する機械及び装置、 機械式駐車設備等、土木建設用機械(パワーショベル・アスファル トフィニッシャー等)
3	船舶	ボート、貨客船、釣り船、ジェットスキー
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	・大型特殊自動車(下記注意書を参照してください) ・最高速度35km/h以上の農耕作業用車 ・①長さ4.7m、②幅1.7m、③高さ2.8m、④最高速度15km/hの条 件をひとつでもこえるフォークリフト等の車両 ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く
6	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、冶具及び取り付け工具、事務用機器(パソコン、プリンター等)、家具(事務机・応接セット等)、ガス機器、電気機器、テレビなどの映像音響機器、陳列ケース、自動販売機、娯楽機器(ゲーム機、パチスロ台等)、金庫、室内装飾品、レジスター、遊戯器具、観賞用の生物等

(注)

- ○「大型特殊自動車」については、建設等のための機械としての効用を発揮することを主たる目的とし、 たまたま車輪やキャタピラをもって陸上を移動することができるに過ぎないものであるので、道路損 傷負担金的な性格を持つ自動車税の課税客体に含めることは適当でなく、固定資産税の課税客体であ る「償却資産」とされています。
 - ①自動車登録規則により登録されているものは**標札プレートの分類(※)が0、00~09、000~099 (建設機械)、9、90~99、900~999 (建設機械以外)のもの**が大型特殊自動車として申告の対象となります。また、一般道路に出ないため登録をしていない大型特殊自動車についても同様に申告してください。



②大型特殊自動車のうち、ブルドーザー、ロード・ローラ、アスファルト・フィニッシャ等のように 人又は物の**運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とするものは、種類2の「機械 及び装置**」として申告してください。

フォークリフト、ターレット式構内運搬自動車など**運搬を目的とするものについては、種類5の**「**車両及び運搬具」**で申告してください。

太陽光について

太陽光発電設備を設置した方で以下の課税対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。

		全量売電	余剰	売電
		土里光电	10kw以上	10kw未満
法	人	課税対象	課税対象	課税対象
個	人 (事業用)	課税対象	課税対象	課税対象
個	人(住宅用)	課税対象	課税対象	課税対象外

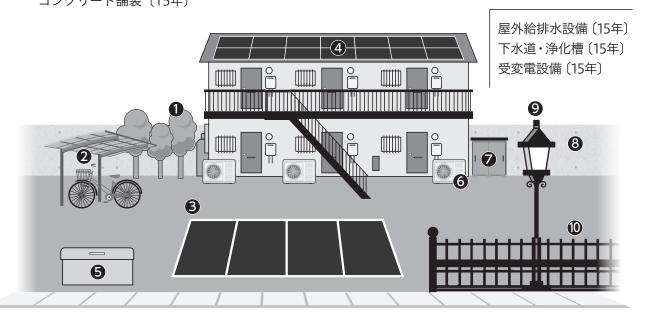
6 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。()内の数字は、各資産の主な耐用年数です。

業種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共通	タイムレコーダー (5)、事務机 (15)、事務椅子 (15)、応接セット (8)、ロッカー (15)、キャビネット (15)、金庫 (20)、レジスター (5)、コピー機 (5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN 配線(10)、看板(10)、受変電設備 (15)、舗装路面 (10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ機器(5)、 サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、プレス (13)、給排水設備 (15)、 その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機 (9)、肉切断機 (9)、挽肉機 (9)、電子秤 (5)、冷蔵ストッカー (4)、冷凍機付・冷蔵機付の陳列ケース (6)、その他の陳列ケース (8)、冷蔵庫 (6)、自動販売機 (5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、木材又は木製品製造業用設備(8)、金属加工機械製造設備(9)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医 (歯)業	レントゲン機器 (6)、調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌 用機器 (4)、手術機器 (5)、歯科診療ユニット (7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農業	果樹棚 (14)、ビニールハウス (14)、農機具 (7)、その他

【共同住宅】 ※〔 〕は主な耐用年数

- 4 太陽光発電設備〔17年〕3 コンクリート塀〔15年〕
- ② 自転車置場(10年)⑤ ゴミ置場(10年)⑤ 屋外照明(15年)
- **3** 舗装路面・駐車場など **6** ルームエアコン〔6年〕 **10** 金属製フェンス〔10年〕 アスファルト舗装〔10年〕 **6** 井林のおい第月標果(10年)
 - プスノアルト研表 (10年) **②** 基礎のない簡易物置 (10年) コンクリート舗装 (15年)



7 非課税・課税標準の特例について

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。適用を受けるには別途申告が必要になりますので、お問い合わせください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、次に掲げるような資産については、課税標準の特例の適用が受けられます。

該当する資産がある場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄にその旨を記入し、主務官庁の許可証の写しや該当資産のカタログを添付してください。

(一部抜粋)

項目		特例対象資産	適用期間及び条件	特例率	必要書類	
認定先端設備		認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械装置、器具備品および建物附属設備	新設3年間 令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 までに取得したもの	1/2	先端設備等導る 認定申請書の 認定記定書の よび記定書の	
に基づき取得した生産性 向上に資する資産		雇用者給与等支給額の増額にかかる一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械装置、器具備品および建物附属設備	新設5年間 令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 までに取得したもの (令和6年4月1日 から令和7年3月3 1日までに取得した 機械装置等は4年間)	1/3	写し、先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し	
汚水又は廃液の処理施設		沈殿又は浮上装置・油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装 置など	永年 平成26年4月1日 から 令和8年3月31日 までに取得したもの	1/3(わがまち特例)	特定施設設置届 出書の写し、仕 様書など	
公共下水道をが設置した除		沈殿又は浮上施設・油水分離装置など	永年 令和4年4月1日から 令和8年3月31日 までに取得したもの	4/5(わがまち特例)	下水道施設設置届の写し、仕様書など	
	1,000kW未満 1,000kW以上	固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネル ギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家 消費型太陽光設備	新設3年間 令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得したもの	2/3 (わがまち特例) 3/4 (わがまち特例)	再生可能エネル ギー事業者支援 事業費補知書の 付決なが	
太陽光発電 設備	1,000kW未満	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備又は認定地 域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備	新設3年間 令和6年4月1日から 令和8年3月31日ま	2/3 (わがまち特例) 3/4 (わがまち特例)	写しなど 地方税法等の要件を満たすことが確認できる書類の写し	
風力発電 設備	20kW未満	固定価格買取制度の認定を受けた発電設備	でに取得したもの	3/4 (わがまち特例)	類の与し	
	20kW以上 5,000kW未満			2/3 (わがまち特例)		
水力発電 設備	5,000kW以上	固定価格買取制度の認定を受けた発電設備	新設3年間 令和2年4月1日から	3/4 (わがまち特例)		
地熱発電	1,000kW未満	固定価格買取制度の認定を受けた発電設備	令和8年3月31日ま でに取得したもの	2/3 (わがまち特例)	設備認定通知書	
設備	1,000kW以上	国たIIII们身内的/CV BOAC と又りた元毛取III		1/2 (わがまち特例)	の写しなど	
	1万kW未満 1万kW以上	固定価格買取制度の認定を受けた発電設備		1/2 (わがまち特例) 2/3 (わがまち特例)		
バイオマス 発電設備	2万kW未満 1万kW以上 2万kW未満	固定価格買取制度の認定を受けた発電設備で一般木質・農 作物残さ区分に該当するもの	新設3年間 令和6年4月1日から 令和8年3月31日ま でに取得したもの	6/7 (わがまち特例)		
ガス事業用資	産	ガス事業法に定める一般ガス導管事業者が新設したガスの 製造および供給の用に供する償却資産	新設5年間 その後5年間	1/3 2/3	ガス事業法に基づく許可証の写し	

- ※ 税制改正により変更となる場合があります。
- ※ 取得年によって特例率が変わる場合があります。

なお、この表は一部を抜粋したものです。その他にも特例がありますので、地方税法をご確認のう え詳しいことは資産税課までお問い合わせください。

8 家屋と償却資産の区分表

下表は、主な設備等の例示です。 (構造、用途、使用状況等により異なる場合があります。)

			家屋	と設備等	の所有	·関係
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	同じ	場合	異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床·壁·天井仕上、店舗造作等工事一式	0			0
	受変電設備	設備一式		0		0
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		0		0
	中央監視設備	設備一式		0		0
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		0		0
	照明器具設備	屋内設備一式	0			0
	電力引込工事	引込工事		0		0
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		0		0
	到力配款取加	上記以外の設備	0			0
電気設備	電話設備	電話機、交換機等の機器		0		0
	电前取佣	配管·配線、端子盤等	0			0
	LAN設備	設備一式		0		0
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		0		0
		配管·配線等	\circ			0
	監視カメラ(ITV)	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		0		0
	設備	配管·配線等	0			0
	避雷設備	設備一式	\circ			0
	火災報知設備	設備一式	\circ			0
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		0		0
	和口3年7个4文7用	配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	\circ			0
		局所式給湯設備(電気温水器·湯沸器用)		0		0
	給湯設備	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央給湯設備	0			0
給排水衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		0		0
	77 八 日文	屋内の配管等	0			0
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	0			0
	 消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		0		0
	TH / TX I/H	消火栓設備、スプリンクラー設備等	0			0
	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		0		0
空調設備	그 10억 11 11 11	上記以外の設備	\circ			0
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		0		0
	JA AVIIA IIII	上記以外の設備	\circ			0
	New Live and Alle	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		0		0
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	0			0
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		0		0
- I P PROMING		上記以外の設備	0			0
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、 ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		0		0
外 構 工 事	外構工事	アスファルト補装・門・塀・緑化施設等		0		0

9 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価) を考慮して評価します。

前年中に取得された償却資産 価格 (評価額) =取得価額× (1-減価率/2)

前年前に取得された償却資産 価格 (評価額) =前年度の価格× (1 -減価率)

※ただし評価額の最低限度は取得価額の100分の5になります。

取得価額・・・・原則として国税の取扱と同様です。

減価率・・・・原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

税率及び税額

税率 100分の1.4

税額 課税標準額×税率

免税点

課税標準となるべき額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	11年	0.189	20年	0.109	29年	0.076
3年	0.536	12年	0.175	21年	0.104	30年	0.074
4年	0.438	13年	0.162	22年	0.099	35年	0.064
5年	0.369	14年	0.152	23年	0.095	40年	0.056
6年	0.319	15年	0.142	24年	0.092	45年	0.050
7年	0.280	16年	0.134	25年	0.088	50年	0.045
8年	0.250	17年	0.127	26年	0.085	55年	0.041
9年	0.226	18年	0.120	27年	0.082	60年	0.038
10年	0.206	19年	0.114	28年	0.079		

10 国税の取扱いとの比較

項目	国 税 取 扱 い	固定資産税取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は定率法、 定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却 (1/2)
圧縮 記帳の制度	制度有り	制度無し
特別償却、割増償却の制度 (租税特別措置法)	制度有り	制度無し
増加償却の制度(所得税、法人税)	制度有り	制度有り
陳 腐 化 償 却 (耐用年数の短縮)	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価

11 実地調査へのご協力のお願い

地方税法408条に基づいて、償却資産の実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。また、実地調査等に伴って、償却資産の申告や申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合の課税は、現年度だけでなく、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

11

○申告書提出時の本人確認について

個人番号(法人番号を除く)を記載した申告書を提出する場合は、本人確認(番号確認、身元確認及 び代理権確認)を行います。下表に該当するいずれか(郵送の場合は写し)を添付してください。

窓口・郵送	個人番号の確認	身元の確認	代理権の確認		
本 人	個人番号カード(裏)	個人番号カード (表) ***			
	・通知カード・住民票(番号付)	・運転免許証 ・市役所から送付した 印刷済申告書 等			
代理人(税理士)	・本人のマイナンバーカード	・税理士証票	・税理代理権限証書		
代理人(親族等)	・本人の通知カード ・本人の住民票(番号付)	・代理人のマイナンバーカード ・代理人の運転免許証 等	・委任状		

※電子申告(eLTAX)にて提出する場合は、電子証明書等により確認を行うため、資料の添付は不要です。

委 任 状

(宛先) 伊勢崎市長

来	庁	者	住	所						
(窓口に	お越	しの方)	氏	名			~	()	
			4.						,	
			私は、	上記の	者を代理人と定	め、償却資産	の申告に	関する権同	限を委任し	/ます。
							令和	年	月	日
委	任	者	住	所						
	1	Ι	氏	名						
			生年	三月日	明治・大正	:・昭和・平成	年	月	日	